



2026 年 10 月 20 日

各 位

会 社 名 イオン九州株式会社
代表者名 代表取締役社長 中川 伊正
 (コード番号：2653 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役 常務執行役員 赤木 正彦
 (電話番号 092-441-0611)

固定資産の譲渡に伴う特別利益の計上に関するお知らせ

当社は、2026 年 10 月 20 日開催の取締役会において、以下のとおり、当社が保有する固定資産の信託受益権の譲渡（以下「本取引」といいます。）について決議し、本取引により 2027 年 2 月期第 3 四半期に固定資産売却益（特別利益）を計上することとなりましたのでお知らせいたします。

記

1. 譲渡の理由

保有資産の効率的運用と財務体質の強化を図るため、所有する資産について総合的に勘案した結果、当該資産を譲渡することといたしました。

2. 譲渡資産（信託受益権）の内容

資産の名称及び所在地	譲渡益	現況
旧イオン鹿児島鴨池店 不動産信託受益権 鹿児島県鹿児島市鴨池二丁目 26 番 1 (土地) 36,522.5 m ²	4,900 百万円	店舗跡（更地）

※譲渡益は、譲渡価額から帳簿価額、譲渡に係る費用を控除した概算額です。

※譲渡価額につきましては、譲渡先との取り決めにより公表を控えさせていただきます。

3. 信託受益権譲渡先の概要

(1)	名 称	イオンモール株式会社
(2)	所 在 地	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地
(3)	代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役社長 大野 恵司
(4)	事 業 内 容	大規模地域開発及びショッピングモール開発と運営 不動産売買・賃貸・仲介
(5)	資 本 金	42,430 百万円 (2026 年 2 月期)
(6)	設 立 年 月 日	1911 年 11 月 12 日
(7)	純 資 産	509,076 百万円 (2026 年 2 月期)
(8)	大 株 主 及 び 持 株 比 率	イオン株式会社 100%
(9)	当 社 と の 関 係	
	資 本 関 係	親会社であるイオン株式会社の 100%子会社となります
	人 的 関 係	当社従業員が当該会社に 1 名出向しております

取 引 関 係	当該会社が運営するショッピングセンター10 か所に当社店舗がテナントとして入居しております
関連当事者への該当状況	親会社であるイオン株式会社の 100%子会社となる為、関連当事者に該当いたします

4. 譲渡の日程

(1) 取締役会決議日	2026 年 10 月 20 日
(2) 信託受益権売買契約締結日	2026 年 11 月 2 日（予定）
(3) 譲 渡 実 行 日	2026 年 11 月 2 日（予定）

5. 今後の見通し

本取引により、2027 年 2 月期第 3 四半期において、特別利益として固定資産売却益を計上いたします。

なお、業績への影響に関しては、他の要因も含め現在精査中であり、適時開示が必要になった場合は速やかにお知らせいたします。

6. 支配株主との取引等に関する事項

本取引は、当社親会社であるイオン株式会社 100%出資子会社であるイオンモール株式会社との取引となる為、支配株主等との取引に該当します。

当社は、2026 年 5 月 21 日付コーポレート・ガバナンス報告書の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に定めるとおり、当社が親会社と取引を行う場合には、当社の企業価値の向上の観点からその公正性および合理性を確保するために、独立社外取締役が出席する取締役会（提出日現在 9 名、うち独立社外取締役 3 名）において承認を得ることとするなどの監督を行っております。また、親会社グループ各社との取引に際しては、一般取引条件を参考に双方協議の上、合理的にその価格を決定しております。今般の決議においては、少数株主の利益を不当に害することのないよう次の措置を講じ、双方協議の上、適正かつ適法に合理的に決定しております。

① 公正性を担保するため及び利益相反を回避するために講じた措置

当社は、当社、イオンモール株式会社及び当社の親会社であるイオン株式会社から独立した第三者である不動産鑑定士による鑑定結果を元に、交渉の上、当社取締役会において譲渡価額等を決定しており、取引内容・取引条件等は適切であると判断しております。なお、イオン株式会社役員を兼任しております当社取締役 1 名（古澤康之氏）、親会社を同一とするイオン北海道株式会社の社外取締役を兼任しております当社の社外取締役 1 名（柚木和代氏）が審議議決に参加しておりますが、当該当社取締役はイオンモール株式会社の役職員ではなく、本固定資産譲渡はイオン株式会社との取引ではなくイオンモール株式会社との取引であることから、特別利害関係者には該当しません。なお、当該当社取締役は、本件資産の譲渡の交渉には参加していません。

② 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当社は、2026 年 10 月 20 日開催の取締役会において、本取引の目的及び経緯、取得金額の算定方法その他の諸条件、本取引に関する当社の意思決定における手続きの適正性・公正性等についての説明を行うとともに、支配株主との間に利害関係を有せず、一般株主と利益相反が生じるおそれのない当社の独立役員である社外取締役 3 名（黒須綾希子氏・柚木和代氏・青柳俊彦氏）および社外監査役 2 名（古賀和孝氏・松本一哉氏）に対し、本取引は当社の少数株主にとって不利益なものではないか

についての意見を依頼いたしました。その結果、当該社外取締役及び社外監査役より、「資産の譲渡の目的が当社保有資産の効率的運用と財務体質の強化を図ること及び、交渉過程で親会社であるイオン株式会社役員を兼任している当社取締役である古澤康之氏が関与していないこと、譲渡価額については第三者である不動産鑑定士による鑑定結果を元に交渉の上で決定していることから、本取引が当社にとって妥当なものであり、また、当該取引が少数株主にとって不利益なものではない」旨の意見を表明いただいた上で、出席取締役 9 名全員の賛成により本取引を決議しております。

以上